全労金2021春季生活闘争ニュース・第28号

【全労金2021春季生活闘争統一スローガン】 今こそ全国の仲間と思いをひとつに!心は密に団結を!

《合意速報No. 12》

近畿労組が関連会社との団体交渉で、「基本合意」を表明しました!

近畿労組は、3月16日16時30分から、関連会社と「団体交渉」を開催し、基本合意 を表明しました。要求と回答は以下の通りです。

	近畿労組(関連) 要 求			近畿労組 (関連)		
				回 答		
	正社員	契約社員	嘱託社員	正社員	契約社員	嘱託社員
年間一時金	1.0	週5日勤務 80,000円 週4日以内勤務 50,000円		0. 91	週 5 日勤務 75,000円 週 4 日以内勤務 43,000円	
昨年実績	0. 9	週5日勤務週4日以内勤	74,000円 務 42,000円	0.9	週5日勤務 週4日以内勤	, , ,

団体交渉において、会社からは「今春闘は新型コロナウイルス感染症禍が継続してい る特殊な状況下での交渉と認識し、貴労組からの要求については、組合員の切実なもの であると、真摯に受け止め、この間、少数交渉で協議を行ってきた。弊社は、株式会社 として事業を継続していくために、利益を確保することが何よりも重要なことである。 また、近畿労働金庫の 100%子会社として、主要業務が近畿労働金庫、労働金庫連合会 からの受託業務であり、コストセンターとして費用削減に引き続き貢献していく必要が ある。この間の新型コロナウイルス感染症禍に対して、予防対策と対策の長期化、ま た、緊急事態宣言で自宅待機が発生するなかで、業務が継続できたことは社員の頑張り 努力によるものと理解している。金融環境がますます厳しくなる中で、さらに新型コ ロナウイルス感染症禍により、今まで以上に先行きが見通せない状況下であることにつ いて、貴労組もそれを十分認識され、親会社である近畿労働金庫への要求については、 年間一時金に絞り、前年度維持とされてきた。貴労組の弊社への要求は、この間、数年 次にわたり同様の要求をされているものであり、獲得できるまで要求を継続されること については一定理解するが、取り巻く情勢は、子会社である弊社においても同様であ り、厳しい経営環境が想定される。この間、要求内容について、会社内で協議を行う中 で、現下の情勢から現状維持の回答しか持ちえないとの判断をしていた。しかし、交渉 を通じて、2021年度から第4次中期経営計画が始まることもあり、社員の頑張りを期待 して、若干の引上げ回答を行うことを決断した。満額回答とはならないが、状況を踏ま えて精一杯の内容であることにご理解をお願いしたい。今後も労働条件等の改善につい て、引き続き貴労組と協議も行い、進めていきたいと考えている。また、事業継続のた め、社内連携をはかり、効率のいいバランスの取れた、求めに応えられる体制整備も行い、様々な課題について、引き続き取り組みを進めていきたいと考えている。今後ともよろしくお願いしたい」等の見解が表明されました。

小寺闘争委員長は、「今春闘は緊急事態宣言下でスタートしたので、労使が『社員・ 組合員とその家族の生命と健康を守る』との意思を示すことが重要であると考え、労働 組合として早期解決への姿勢を明確にして交渉に臨んだ。会社からの前年実績を上回る 年間一時金の回答は、この未曾有の1年間に組合員ひとり一人が苦労や苦心を重ねなが ら奮闘した日々を認めるものであり、労働組合の交渉姿勢にも誠実に対応いただいたも のと受け止めている。また、要求は見送ったが、『育児に関する所定労働時間の短縮措 置』の適用範囲を拡大する方向性が示されたことは、仕事と家庭の両立ができる職場づ くりと組合員の安心につながるものと評価している。交渉を通じて、会社の経営環境が 厳しく、正確で効率的な事務を組織的に行うことが課題であることへの理解を深めた。 その一方で、社員個々の事務対応力が向上していることや業務の効率化やシンプル化が 着実に進んでいることを認識することができた。2021年度は、第4次中期経営計画の初 年度となるが、新型コロナウイルス感染症の収束がいつになるのか、ニューノーマルと 呼ばれる社会の変化が事業環境にどのように影響するのかは分からないし、予期しない 困難に直面することがあるかもしれない。困難を乗り越えて、変化に適応するために も、労働組合と労働金庫の原点である『助け合い』の精神を大切にしながら、ろうきん ビジネスサポートの理念とビジョンに自信と誇りを持ち、近畿労働金庫と労金業態への 貢献を通じた共生社会の実現に邁進できる組織風土づくりと、社員・組合員が安心して 働き続けることができる職場づくりに、労働組合としての役割と責任を果たしていくこ とを表明し、所感とする」等を表明しました。

単組は、①年間一時金の要求について、次年度以降の非常に厳しい経営見通しのなか、人事制度に定める昇給を維持したうえで、前年度実績を上回る回答が示されたこと、②今春季生活闘争の要求とはしなかったが、この間、課題認識を示してきた『育児に関する所定労働時間の短縮措置』について、2021年4月から適用範囲を拡大する方向で検討されており、安心して働き続けられる職場環境を整えていく必要性を労使で共有できたこと、③厳しい状況にあるからこそ前向きに取り組んでいくことと合わせて、引き続き、安心して働き続けられる職場環境の整備にも取り組んでいくという会社の姿勢が示されたこと、等から基本合意を表明しました。

*合意単組(9単組/3月16日19時現在)

近畿(金庫)・沖縄・長野・東北(金庫)・東北(関連)・北海道・北陸・東海(金庫) 東海(関連)・四国(金庫)・新潟・近畿(関連)

以 上